

第161回 労働法研究会

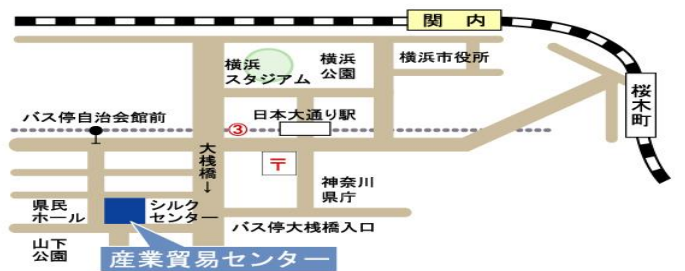
パワーハラスメントとメンタルヘルスをめぐる 使用者に求められる安全配慮義務について

パワハラを受けて自殺してしまったり、うつ病になった従業員が労災認定を受けるケースが急増しています。メンタルヘルスは精神面における心の健康のことであり、心の健康が損なわれた状態がうつ病等の精神疾患です。また労働契約法では、「使用者は、労働契約に伴い労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」と規定されています。メンタルヘルス対策は企業の義務であり、従業員が他の従業員にパワハラ等のいじめや嫌がらせを行い、それにより被害者の人格的利益等が侵害された場合、使用者である企業の法的責任が問われることとなります。今回は、パワーハラスメントとメンタルヘルスをめぐる使用者に求められる安全配慮義務について解説と指導をいただきます。

<p>講義内容 (予定概要)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 厚労省が提言するパワハラ の定義と予防策 2. 急増・多様化するパワハラの実態 3. パワハラを原因とするメンタルヘルス問題の事例 4. 最近の判例からみた傾向と法的留意点 5. 企業がとるべき実務対策 など 6. その他、質疑応答 	<p>日時 平成27年10月2日(金) 14:00 ~ 16:30 (受付開始:13:30~)</p> <p>参加費 労働法研究会員 : 無料 当協会会員 : ¥5,000- 非会員 : ¥10,000- ※当研究会員の事業所であれば、代理の方でも、何名参加されても無料です。 ※すべてテキスト代・消費税込み</p>
--	--

<p>場所 産業貿易センタービル 720号室 横浜市中央区山下町2 産業貿易センタービル7階</p>	<p>会場案内 JR、市営地下鉄関内駅下車、徒歩15分 みなとみらい線「日本大通り駅」3番出口下車、徒歩5分</p>
---	---

講師 横浜ステーション法律事務所
弁護士 紺野 晃男 氏
(経営法曹会議所属)



【申込方法】 下記枠内にご記入の上、FAXにてお申し込み下さい。
【注意事項】 締め切り後のキャンセルはキャンセル料(全額)を申し受けますので予めご了承下さい。

(一社)神奈川県経営者協会 〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7F
TEL 045-671-7060, FAX 045-671-7087, 担当: 深澤 <http://www.kana-keikyo.jp>

申込FAX送信先: 045-671-7087 平成27年 月 日
×切: 9月30日(水) 第161回労働法研究会 <10/2(金)> 参加申込書

会社名	事業所名	いずれか該当に○印	
		労働法研究会員・会員・非会員	
住所	TEL	FAX	
〒			
申込者氏名	申込者所属役職	申込者E-mail	
参加者氏名	参加者ふりがな	参加者所属	参加者役職

上記の通り _____ 名参加。参加費合計 _____ 円は イ)銀行振込、ロ)郵便振替、ハ)当日持参 いたします。
【お振込先】 銀行振込(横浜銀行本店営業部当座0003333)、郵便振替(00210-7-2389)